

区分	規制改革事項	概要	現状	規制緩和	効果	特例措置を活用している自治体 (※初活用自治体)
都市再生	容積率・都市計画 ワンストップ	都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し等の9つの規制改革 ◆居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進するため、以下の認可等をワンストップ化。 ①民間都市再生事業計画の認定(国家戦略民間都市再生事業) ②土地区画整理事業の認可(国家戦略土地区画整理事業) ③都市計画の決定又は変更(国家戦略都市計画建築物等整備事業) ④開発行為の許可(国家戦略開発事業) ⑤都市計画事業の認可又は承認(国家戦略都市計画施設整備事業) ⑥市街地再開発事業の認可(国家戦略市街地再開発事業) ◆特別用途地区内において、コンベンション施設などの迅速な整備を促進するため、条例により用途制限の緩和を行う際に必要となる建築基準法上の大臣承認の手続き不要(用途緩和のワンストップ)。(国家戦略建築物整備事業) ◆グローバル企業等のオフィスに近接した住宅の整備を促進するため、区域計画に定めた住宅の容積率の最高限度の範囲内で、都市計画で定めた容積率を緩和。(国家戦略住宅整備事業) ◆地域のニーズに応じた建物の立地を促進するため、地区計画等の区域において、条例により用途制限の緩和を行う際に必要となる建築基準法上の大臣承認の手続き不要(用途緩和のワンストップ)。(国家戦略特別区域地区計画等建築物整備事業)	◆許認可等ごとに手続きが法定されており、関係行政機関等との調整が必要 ◆建築基準法において地方公共団体が国土交通大臣の承認を得て、特別用途地区の条例により用途規制を緩和 ◆地方公共団体が都市計画※で容積率を定め、建築基準法に基づき個別の建築物について容積率の適合性を確認 ◆建築基準法において地方公共団体が国土交通大臣の承認を得て、地区計画等の区域において、条例により用途規制を緩和	◆区域計画の認定をもって、事業に係る許認可等がなされたものとみなす ◆区域計画の認定があった場合、国土交通大臣承認の手続きがあったものとみなす(建築基準法の手続きは不要) ◆区域計画に定めた住宅の容積率の最高限度の範囲内で、都市計画で定めた容積率を緩和 ◆区域計画の認定があった場合、国土交通大臣承認の手続きがあったものとみなす(建築基準法の手続きは不要)	◆居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進 ◆手続きの迅速化により、コンベンション施設等の整備が促進され、産業の国際競争力及び国際的な経済活動の拠点の形成が図られる ◆都心部にあるグローバル企業等のオフィスに近接した住宅を整備し、企業の就業者にとって暮らしやすい住環境を整備することで、国際的な経済活動の拠点の形成が図られる ◆手続きの迅速化により、地域のニーズに応じた建築物の整備が促進され、産業の国際競争力及び国際的な経済活動の拠点の形成が図られる	東京都(※)、神奈川県
	公社管理道路 (構造改革特区)	民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能化 ・地方道路公社がPFI法の規定により公社管理道路運営権を設定する場合には、民間事業者に料金を収受させることとし、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とする。	公社管理有料道路における料金徴収は、地方道路公社	地方道路公社が公社管理道路運営権を設定し、民間事業者による料金収受が可能	民間事業者による新たな事業機会の創出、計画的な道路インフラ運営事業の展開 ⇒ ICやPAの利便性の向上	愛知県(※)
	建築物用地下水の 採取	建築物用地下水の採取規制地域における冷暖房利用の特例 ・自治体がリスク管理のための措置を講ずる場合に、実証試験を通じて地盤沈下等が生じないことが確認された帯水層蓄熱技術に対して、地下水の採取に関する特例措置を設ける。	地下水の採取は地盤沈下の原因となることから、ビル用水法の指定地域においては建築物用地下水の採取が規制されている	国家戦略特区内に限り、実証試験を実施した結果、一定の要件を満たす場合に、地下水の採取に係るストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積を当該試験の範囲内に緩和する	・省エネルギー及びCO2排出の削減 ・ヒートアイランド現象の緩和	大阪府(※)
	中心市街地活性化	中心市街地活性化基本計画の認定の特例 ・中心市街地活性化基本計画に資する内容が記載された区域計画の認定がなされた場合、中心市街地活性化基本計画の認定がなされたものとする	市町村は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、対象とする区域や目標を定めた中心市街地活性化基本計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。 ⇒関係省庁は、認定された基本計画に対し、重点的に支援	中心市街地活性化に資する内容が記載された区域計画の内閣総理大臣認定がなされた場合、中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定がなされたものとする		—
	大阪・関西万博に 関連して建築される 仮設建築物	万博に関する仮設建築物の建築に係る特例 ・大阪・関西万博に関連して建築される仮設建築物について、国家戦略特別区域会議において、公益上やむを得ないものとしてあらかじめ区域計画に位置付け、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、建築基準法第85条第6項の規定に基づき、特定行政庁が「公益上やむを得ない」ものとして取り扱う対象になりうる旨、2022年4月に関係自治体に通知。	特定行政庁は、一年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合に限り、一年を超えてその建築を許可することができることとされている。	大阪・関西万博に関連して建築される仮設建築物について、国家戦略特別区域会議において、公益上やむを得ないものとしてあらかじめ区域計画に位置付け、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、特定行政庁が「公益上やむを得ない」ものとして取り扱う対象になりうる旨、2022年4月に関係自治体に通知。	2025年大阪・関西万博に向けた取組推進に寄与。	大阪府・大阪市(スーパーシティ)(※)

区分	規制改革事項	概要	現状	規制緩和	効果	特例措置を活用している自治体（※初活用自治体）
創業	開業ワンストップ	起業・開業時に必要な各種申請のための窓口を集約 外国人を含めた起業・開業促進のための各種申請ワンストップセンターの設置 ・外国人を含めた起業・開業促進のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。	機関ごとに手続きが必要で手間と時間がかかる 起業時に必要となる各種申請は、関係機関ごとに手続きが必要であり、所在地も異なるため、手間と時間がかかる	ワンストップセンターを設置し、窓口を一ヶ所に集約 起業時に必要な各種申請（定款認証、登記、税務等）に関係する窓口を一か所に集約し、各種手続きの相談・対応支援を総合的に行うワンストップセンターを設置可能に	・起業手続の負担の軽減 ・外国人を含めた起業・開業の促進	東京都(※)、福岡市、北九州市、沖縄県、仙台市、愛知県、つくば市、加賀市
	官民人材(2項目)	国家公務員がスタートアップ企業で働き、一定期間内に再び国家公務員になった場合、退職手当の算定について前後の期間を通算 官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化 ・スタートアップ企業における優秀な人材確保のため、国の行政機関の職員がスタートアップ企業で働き、一定期間内に再び国の職員になった場合の退職手当の算定について前後の期間を通算。 ・国、自治体、大企業に勤務する人材をスタートアップ企業で働きやすくするため、「人材流動化センター(仮称)」を設置し、労働市場の流動性向上、スタートアップ企業における優秀な人材の確保に資する援助を行う。	退職手当算定の「勤続年数」は再採用の時点から起算（企業就職前の期間が通算されない） ・スタートアップ企業の課題は、質の高い人材確保 ・退職した国家公務員が、再び採用された場合、退職手当の算定に係る「勤続年数」は再採用の時点から起算	「勤続年数」は退職前の国家公務員の期間を通算 ・スタートアップ企業に採用後、再び国家公務員として採用された場合(3年以内)、「勤続年数」は退職前の国家公務員の期間を通算 ・スタートアップ企業と人材をマッチングする「人材流動化センター」を設置	創業者の人材確保を支援	神奈川県、福岡市(※)、北九州市、仙台市、愛知県、広島県、今治市、つくば市
	信用保証(一般社団等)	一般社団法人・財団法人も信用保証協会が保証を付与することを可 一般社団法人等への信用保証制度の適用 ・一般社団法人及び一般財団法人に関して、金融機関からより円滑に資金調達出来るようにするため、都道府県の応分の負担を前提に、信用保証協会が保証を付与することを可能とする。	信用保証協会の保証を受けられない 一般社団法人・財団法人は、信用保証協会の保証を受けることができない	都道府県の応分の負担（補填）を前提に、信用保証協会の保証を受けることができる 一般社団法人・財団法人が、信用保証協会の保証を受けることができる	一般社団法人等の資金調達の円滑化による設立・活動の活性化を一層促進。	仙台市(※)
	テレワーク	テレワークを導入しようとする企業等に対する各種相談支援のための窓口の設置 多様な働き方推進のための「テレワーク推進センター」の設置 ・テレワーク等多様な働き方を普及させることにより、企業の働き方改革を推進し優秀な人材を確保するとともに、生産性を高め、企業の国際競争力を強化するため、国と地方公共団体が連携し、テレワークを導入しようとする企業等に対する各種相談支援をワンストップで行う「テレワーク推進センター」を設置する。	仕事と生活の調和の実現等に資するテレワークの推進を図るため、導入支援が必要 仕事と生活の調和の実現等に資するテレワークの推進を図るため、更なる周知啓発を行うとともに、企業における労務管理上の課題等に対応するため、導入支援を行うことが必要。	国及び地方公共団体で「テレワーク推進センター」を設置し、各種相談支援をワンストップで実施（国は助言、自治体は掘り起こし等） 国及び地方公共団体で、「テレワーク推進センター」の共同設置が可能に。国は専門的な助言・相談、地方公共団体は対象企業の掘り起こしを図るなど、それぞれの強みを生かし、企業に対してテレワークの導入に係る情報提供、相談、助言等をワンストップで実施	・テレワーク導入促進による多様な働き方の推進。	東京都(※)、北九州市、仙台市
	工場の新增設	工場敷地の緑地面積率等の基準の緩和 工場新增設促進のための関連法令の規制緩和 ・市町村の条例の制定により、工場敷地の緑地面積率等の基準の緩和を可能とする。	市町村は、国が定めた基準（工業地域は敷地面積の5%以上など）の範囲内で緑地面積率の基準 工場新增設の際に確保すべき緑地面積等については、国が基準(準則)を定め、市町村は国が定めた基準の範囲内で基準を設定	国が定めた緑地面積率等の基準を緩和（工業地域は敷地面積の3%以上など）することが可能 区域計画の認定があった場合、市町村の条例の制定により、工場敷地の緑地面積率等の基準の緩和を可能とする	・工場新增設等の投資促進 ・国内の生産拠点の整備促進及び物流機能を強化	大阪府(※)、成田市(※)、愛知県、広島県

区分	規制改革事項	概要	現状	規制緩和	効果	特例措置を活用している自治体 (※初活用自治体)
外国人材	家事支援外国人材	外国人家事支援人材の活用 ・女性の活躍推進等のため、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化。	家事支援活動を行う外国人は、外交官や高度外国人材などが雇用する場合しか、入国・在留が認められない	第三者管理協議会※による管理の下、家事支援サービス企業に雇用される外国人の入国・在留を可能とする	女性の活躍推進や、家事支援ニーズへの対応	東京都、神奈川県(※)、千葉市、大阪府、兵庫県、愛知県
	創業外国人材	「経営・管理」の在留資格の基準を緩和 創業人材等の多様な外国人の受入れ促進 ・外国人による創業活動を促進するため、地方自治体等が一定の要件を確認した場合により、「経営・管理」の在留資格の基準である「事業所の確保」等を6カ月後までに基準を満たす見込みがあれば、入国を可とする。	創業のため入国するためには、一定の要件を満たすことが必要 創業のため入国するには、入国時に、 ・事業所の確保 ・2人以上の常勤職員 又は 500万円以上の出資金等の要件確認が必要	自治体が認めれば、入国時の要件確認を、6月間猶予（入国後6月以内に要件を満たせば良い） 自治体が、事業計画を認めれば、入国時の要件確認を、6月間猶予	外国人起業家等の受入れ促進	東京都(※)、神奈川県、成田市、京都府、兵庫県、新潟市、福岡市(※)、北九州市、仙台市、愛知県、広島県、今治市、つくば市、大阪府・大阪市（スーパーシティ）加賀市
	創業外国人材 (事業所確保の特例)	上記の特例措置をさらに緩和。在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新時に必要な確保すべき事業所の要件を緩和 創業外国人材の事業所確保要件の緩和 ・外国人による創業活動をさらに促進するため、創業外国人材の特例措置を活用し入国後、初回の在留期間更新時に、在留資格「経営・管理」に必要な確保すべき事業所について、自治体が認定するコワーキングスペース等についても最大1年間認める。	入国から6か月以内に確保が求められる事業所の対象として、コワーキングスペースやシェアオフィスは認められていない。 ・創業外国人材の特例では、入国時に、6か月以内に事業所を確保する見込み等が要件。 ・入国から6か月以内に確保が求められる事業所の対象として、コワーキングスペースやシェアオフィスは認められていない。	1年間に限り、自治体が認定するコワーキングスペースやシェアオフィスでも可 一定の要件を満たせば、1年間に限り、自治体が認定するコワーキングスペースやシェアオフィスでも事業所として認める	外国人起業家等の更なる受入れの促進	東京都、京都府、兵庫県、福岡市(※)、北九州市、仙台市(※)、愛知県、つくば市、加賀市
	創業外国人材 (在留資格「留学」からの資格変更)	外国人留学生が、一旦帰国することなく「経営・管理」への在留資格への変更を可 外国人留学生の創業活動の促進 ・意欲と能力ある外国人留学生の創業を促進するため、地方自治体等が一定の要件を確認した場合、在学中及び卒業後に帰国することなく創業外国人材の特例措置に基づく「経営・管理」への在留資格変更を認める。	創業外国人材の特例を活用するには、在留資格を切り替えるため一度帰国することが必要 外国人留学生が、在留資格「経営・管理」の要件緩和が受けられる創業外国人材の特例を活用するためには、在留資格を切り替えるため一度帰国することが必要	自治体が確認することで、在留資格を「留学」から「経営・管理」に切り替えることが可能 外国人留学生が帰国することなく、在留資格を「留学」から創業外国人材の特例を活用した「経営・管理」に切り替えることが可能に	外国人留学生の創業活動を促進	—
	創業外国人材 (在留資格「特定活動」からの資格変更)	起業準備活動期間の延長 ・外国人起業活動促進事業(経済産業省事業)の期間内に起業に至らなかった外国人が、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用することを認める。	創業外国人の特例では、 ・入国(上陸) ・在留資格「留学」からの在留資格の変更をする外国人を対象としている。	外国人起業活動促進事業(経済産業省事業)の期間内に起業に至らなかった外国人が、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用することを認める。	外国人起業家等の更なる受入れの促進	—
	クールジャパン外国人材	クールジャパン外国人材の受入れ促進 ・アニメ・ゲーム等のクリエイターや和食料理人材など、クールジャパンに関わる外国人の活動を促進するための施策の推進、情報提供等を行う。 クールジャパン・インバウンド外国人材の受入れ・就労促進 ・クールジャパン・インバウンド対応分野の外国人材に係る受入れ要望がなされた場合に、区域会議において、関係府省及び関係自治体が一体となって協議・検討し、現行の上陸許可基準の代替措置を設けることにより、専門的・技術的分野の外国人材がより柔軟かつ適切に入国・在留・就労する機会の拡大を図る。	・クールジャパン・インバウンド対応等に係る専門性を有する外国人材に対し、その受入れニーズは急速に多様化・拡大・クールジャパン・インバウンド分野に関わる外国人材の受入れについては、在留資格「技術・人文知識・国際業務」、「技能」の現行の上陸許可基準で求められる学歴又は実務経験といった要件を満たした上で、入国・在留が可能	クールジャパン・インバウンド対応分野の受入れを促進するため、活動内容が「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」に該当する場合、現行の上陸許可基準で求められる学歴や実務経験要件と同等の知識・技能等の水準を、国内外の資格・試験や受賞歴等で代替できる制度を創設。	・クールジャパン・インバウンド分野の外国人材の受入れ・就労の促進 ・クールジャパン産業の海外展開やインバウンド対応の促進	—

区分	規制改革事項	概要	現状	規制緩和	効果	特例措置を活用している自治体 (※初活用自治体)
外国人材	外国人雇用相談	外国人を雇用しようとする事業主への援助(相談センターの設置) ・国家戦略特別区域会議の下に、専門の弁護士・行政書士などで構成される相談センターを設置し、企業等に対し各種相談や情報提供等を行うとともに、在留資格の許可・不許可に係る具体的事例の整理・分析を行う。	・産業の国際競争力を強化するため、専門的な能力を有する外国人材を活用したいとのニーズは強い。 ・在留資格の制度運用については、基準が不明確・裁量的との指摘がある。	・特区内に「外国人雇用相談センター」を設け、専門の弁護士・行政書士などを配置し、外国人材を受けようとする企業等に対し出入国在留管理制度に関する各種相談や情報提供等を行う	・地域における専門性や技能を有する外国人材の就業の促進	つくば市(※)
	農業支援外国人材	農業支援外国人材の受入れ ・産地での多様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人の人権にも配慮した適切な管理体制の下、日本人の労働条件及び新規就農に与える影響などにも十分配慮した上で、一定水準以上の技能等を有する外国人材の入国・在留を可能とする。	就労目的で農作業に従事する外国人材の入国・在留は認められていない。	適正受入管理協議会※による管理の下、一定水準以上の技能等を有し、農業支援活動を提供する企業に雇用される外国人材の入国・在留を可能とする。 ※自治体と内閣府地方創生推進事務局・地方出入国在留管理局・都道府県労働局・地方農政局により構成する協議会	経営規模の拡大等による「強い農業」の実現	京都府(※)、新潟市(※)、沖縄県、愛知県(※)
	外国人美容師	外国人美容師の育成 ・日本の美容製品の輸出促進や、インバウンド需要に対応するため、日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得した外国人留学生に対し、一定の要件の下、美容師としての就労を目的とする在留を認める。	日本の美容師養成施設で修学する外国人留学生が、美容師免許を取得したとしても、日本で美容師として就労するための在留資格がない	一定の要件の下、日本の美容師養成施設を卒業して美容師免許を取得した外国人留学生に対し、美容師として就労するための在留資格を最大5年間認める	日本の美容製品の輸出による産業競争力の強化やブランド向上を含むクールジャパンの推進、インバウンド需要への対応	東京都(※)
	外国人エンジニア	外国人エンジニアの就労促進 スタートアップをはじめイノバティブな国内企業の成長を担う海外の優秀なITエンジニアを確保し、我が国における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るため、外国人エンジニアの「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査を迅速化するとともに、その期間を明確化して、外国人エンジニアの就労を促進する。	外国人エンジニアの在留資格審査期間について、雇用先企業が中小企業やスタートアップの場合、長期化することもあり、入国時期が見えず、企業が人材を計画的に採用することに困難が生じている。	自治体による雇用先企業の経営状況の確認等を要件に、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格認定証明書交付申請の審査の迅速化及び期間の明確化を図る。	・スタートアップはじめ国内企業の成長を担う海外の優秀な人材の確保 ・国内産業の国際競争力の強化・国際的な経済活動の拠点の形成	福岡市(※)
	海外大学卒業留学生 (直近1年要件)	海外大学卒業留学生の就職活動の促進 特区自治体及び日本語教育機関の関与の下、海外大学等を卒業した留学生が、直近1年間において在籍管理を適正に行っている日本語教育機関を卒業後も、就職活動の継続を希望する場合に、就職活動継続のための在留資格を最大1年間認める。	日本語学校在籍の留学生が卒業後に就職活動を継続する場合、「在籍校が3年連続在籍管理が適切に行われていること※」という要件があり、優良学生であっても卒業後の就職活動のための在留が認められない。 ※週28時間超の資格外活動などにより在留期間更新許可申請が不許可となった者などの問題在籍率(前年の在籍者数に占める問題在籍者の割合)が5%以下等であること	日本語学校が推薦する優良学生については、在籍校が直近1年間において在籍管理が適切に行われている場合、一定の要件の下、就職活動継続のための在留資格への変更を可能とする	海外の専門性、日本で日本語力を身につけた優秀な留学生の就職促進、人手不足の解消、地域の国際競争力強化	北九州市(※)、愛知県

区分	規制改革事項	概要	現状	規制緩和	効果	特例措置を活用している自治体 (※初活用自治体)
観光	旅館業法	1ヶ月未満の賃貸借契約における施設の貸出しについて、旅館業法の適用を除外 滞在施設の旅館業法の適用除外 ・国内外旅行者の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき3日から10日間以上使用させ、滞在に必要な役務を提供する事業を行おうとする者が、都道府県知事の認定を受けた場合は、旅館業法を適用しない。	1ヶ月未満の場合、旅館業法の許可を取らねばならない 宿泊期間が1ヶ月未満の場合、旅館業法が適用される。 <適用による主な義務> ・フロントの設置、宿泊者名簿の作成 ・衛生管理、保健所による立入検査 など	知事の認定により、旅館業法の適用を除外 都道府県知事等(保健所)の特定認定を受けた場合、旅館業法の適用を除外する。	観光やビジネスの宿泊ニーズに対応した新たな宿泊施設の提供が可能となる。	東京都(大田区)(※)、千葉市、大阪府、新潟市、北九州市、吉備中央町
	旅館業法(宅建法)	上記(特区民泊)の場合、滞在者への重要事項説明が不要 旅館業法の特例対象施設における重要事項説明義務がないことの明確化 ・国家戦略特区における旅館業法の特例の対象となる滞在施設には宅地建物取引業法の適用はなく、滞在者への重要事項説明が不要であることを明確化。	重要事項説明の要否が不明確だった 特区民泊をする場合に、滞在者への重要事項説明の要否が不明確	重要事項説明が不要であることを明確化 当該施設を自ら賃貸し、又は紹介・あっせんする行為は、宅地建物取引業に該当せず、滞在者への重要事項説明が不要であることを明確化	滞在者への賃貸、紹介・あっせんに係る手続きを簡素化	—
	自家用自動車	過疎地等での自家用自動車の活用拡大 ・過疎地域等での主として観光客のための制度として、市町村、運送実施予定者及び交通事業者が相互の連携について協議した上で、特区の区域会議が、運送の区域等を迅速に決定できるようにする。	主な運送対象を地域住民としている(実施に当たり、運営協議会等での地域の関係者による合意が必要)	運送対象を、訪日外国人をはじめとする観光客に拡大(関係者の事前協議の上、区域会議が運送区域等を決定)	過疎地等において観光客の運送需要に対応すること で、観光立国を推進	養父市(※)、愛知県
	出入国手続き	民間と連携した出入国手続き等の迅速化 ・外国人観光客に対する空港等での手続きを迅速・快適なものにするため、出入国に際して必要な手続きについて、民間事業者等との十分な連携の下、必要な施策を講ずる。	各所管省庁が出入国の手続きをそれぞれ実施	民間事業者等との連携により、出入国手続きを迅速化 ・イミグレーションアテンダント業務など、出入国審査業務の民間委託を拡充 ・バイオカードの導入に伴う操作補助員の活用など	継続的インバウンド拡大	—
医療	外国医師	国際医療拠点での二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 ・二国間協定に基づく外国医師の受入れで協定上の診療対象、医師人数、医療機関を拡大しようとした場合、双務主義にとらわれず、特区自治体から提案を行うことができ、相手国の了承をもって、診療対象等の拡大が可能となる。	二国間協定に基づく外国医師の受入れは、協定上の診療対象、医師人数、医療機関を拡大しようとした場合、双務主義の制限あり	双務主義にとらわれず、特区自治体の提案をもって、診療対象等の拡大が可能	増加する外国人の医療ニーズに対応でき、国際医療拠点の体制構築に寄与	東京都(※)
	臨床修練	外国医師診療所 ・臨床修練制度を活用し、医療分野における国際交流の進展に資する観点から、外国医師の受入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所」にも拡充。	外国医師等が臨床修練を行うことができる診療所は、臨床修練指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所に限定	適切な指導医が確保されており、かつ、国際交流に主体的に取り組む診療所であれば、診療所が単独で臨床修練を行うことができる	外国医師等の受入れ促進により、医療分野の国際交流の進展に寄与	千葉市(※)

区分	規制改革事項	概要	現状	規制緩和	効果	特例措置を活用している自治体 (※初活用自治体)
医療	病床	病床規制の特例による病床の新設・増床の容認 ・都道府県は、世界最高水準の高度の医療を提供する事業を実施する医療機関から病院の開設・増床の許可申請があった場合、当該事業に必要な病床数を既存の基準病床数に加えて許可することが可能。	病床過剰地域 では、公的医療機関等の開設・増床は原則禁止 ※都道府県の定める各医療圏において、既存病床数が都道府県医療計画における基準病床数を超える地域	都道府県は、病床過剰地域においても、最先端医療を提供する医療機関に対して必要な病床の増床(開設含む)を許可	最先端医療の提供による世界トップクラスの「国際医療拠点」の形成	東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県(※)、福岡市、沖縄県
	医学部	医学部の新設 ・「国家戦略特別区域における医学部新設に関する方針(平成27年7月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省決定)」に従い、国際的な医療人材の育成を目的とする医学部を、一校に限り特例的に設置認可の対象と出来る。	医師の養成数を抑制するため、昭和54年の琉球大学以来、新設は認められていない	7月31日に内閣府・文部科学省・厚生労働省で定めた「方針」に基づき、新設を認める	・国際的な医療人材の育成 ・最高水準の医療サービスの提供	成田市(※)
	医療法人	医療法人の理事長要件の見直し ・医療法人のガバナンス強化の観点から、都道府県知事が、医師以外の者を医療法人の理事長として選出する際の基準について、法令上明記した上で見直し、当該基準を満たす場合は迅速に認可。	医師又は歯科医師以外の者を理事長に選任する場合、都道府県知事は、医療審議会の意見を聴き、個別判断で選任	医師等以外の者の理事長の認可基準を明確化し、医療審議会の意見聴取も不要に ※医療法人の理事経験2年以上 など	医療法人の運営の柔軟性を高め適切な医療を提供することを促進	—
	医療機器相談	特区薬事戦略相談制度の創設等による革新的医療機器の開発迅速化 ・国家戦略特別区域内の臨床研究中核病院における革新的医療機器の開発案件を対象に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の担当者が相談者の所属する臨床研究中核病院に必要なに応じて出張して特区事前面談及び特区フォローアップ面談を実施する。	医療機器の開発には、臨床試験(治験)に数年を要するため、開発から市販までが長期化 非臨床/臨床研究→治験【数年】→製造販売承認→市販	治験期間短縮のため、「革新的医療機器」について、開発初期から、集中的に助言・指導を行う「特区医療機器戦略相談」を実施	日本発の「革新的医療機器」の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進	東京都、大阪府(※)、京都府、福岡市、仙台市
	医薬品相談	革新的な医薬品の迅速かつ効率的な開発等を促進するための医療関係者に対する援助(革新的な医薬品の開発迅速化) ・国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)内に、臨床研究中核病院等担当のコーディネーター(拠点担当コーディネーター)を必要に応じて設置し、臨床研究中核病院等における医薬品の研究開発を支援する。	国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)は、臨床研究中核病院等における革新的新薬の創出を目指した実用化研究について、創薬支援ネットワークにて知財・研究戦略の策定・助言や技術支援、企業への導出支援等を実施している。	AMEDの創薬戦略部に、国家戦略特区内の臨床研究中核病院に対する拠点担当コーディネーターを設置し、出口戦略、知財戦略等様々な相談に対応する窓口機能を強化。これにより、創薬シーズの実用化に向けた橋渡し研究の強力なサポートを行う。	日本発の革新的医薬品の開発を促進し、医療イノベーションを強力に推進する	東京都、大阪府(※)、京都府、福岡市、仙台市(※)
	可搬型PET	可搬型PET装置のMRI室での使用 ・PET検査薬を用いた可搬型PET装置による撮影を、適切な防護措置及び汚染防止措置を講じた上で、MRI室において行うことを可能とする。	PET検査薬の投与を受けた患者が発する放射線による職業被ばく及び公衆被ばくを防ぐため、PET検査薬投与からPET装置による撮影までを一体的に規制し、従来の据置型のPET装置を前提に、PET装置による撮影場所をPET使用室に制限している。 ※PET検査とは、放射性物質のPET検査薬を患者に投与し、患者体内から発せられる放射線をPET装置で撮影するもの。がんの診断等に活用。	国家戦略特区において、放射性物質であるPET検査薬の投与はこれまでと同様にPET使用室で行うが、「可搬型PET装置」による「撮影」は、適切な防護措置及び汚染防止措置を定め、これを遵守することにより、MRI室において行える。	「可搬型PET装置」とMRI装置とを組み合わせた複合的な最先端医療機器の開発を促進し、高度な医療を提供	京都府(※)
	調剤一部委託	薬局における調剤業務の一部委託 国家戦略特別区域において、薬局開設者が、その薬局で行う調剤の業務の一部(一包化に係るものに限る。)を当該他の薬局の薬局開設者に委託することを可能とする。	薬局間における調剤業務の受委託は認められていない。	調剤業務の一部(一包化に係るものに限る。)を他の薬局へ委託することを可能とする。	薬局薬剤師の対物業務を効率化し、対人業務の更なる充実が可能になる。	大阪府(※)
	臨床試験専用病床 (構造改革特区)	臨床試験専用病床の施設基準の緩和 ・治験その他の臨床試験であって、健康な者(患者以外の者)を被験者として入院期間が概ね10日以内で実施されるものを行うための病床について、病室面積、廊下幅の基準を緩和する。	患者以外の健康な者を被験者として臨床試験を行う場合でも一般病床と同様の施設基準が適用	臨床試験専用病床※の病室の床面積及び廊下幅の基準を緩和 ※一般病床であり、治験その他の臨床試験で、健康な者(患者以外の者)を被験者として入院期間が概ね10日以内で実施される病床	臨床試験の効率的な実施により医薬品等の開発促進が期待	神奈川県(※)

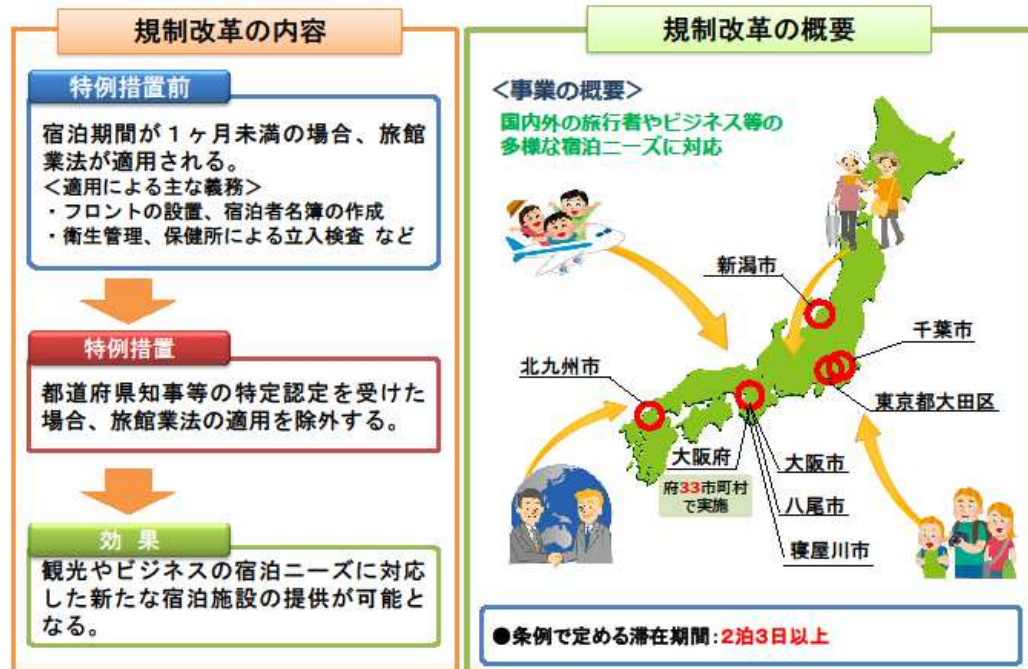
区分	規制改革事項	概要	現状	規制緩和	効果	特例措置を活用している自治体（※初活用自治体）
保育	地域限定保育士	「地域限定保育士」の創設（政令市による当該保育士試験の実施を含む） ・保育士不足解消等に向け、都道府県が保育士試験を年間2回行うことを促すため、2回目の保育士試験の合格者に、3年間は当該区域内のみで保育士として通用する資格を付与。 ・地域限定保育士試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。	・保育士試験は、毎年1回のみ都道府県が実施している（回数制限はなし） ・都道府県へ年2回の実施について通知するもインセンティブが働かず実施されない	・2回目の保育士試験を促す仕組みとして、3年間は当該区域内のみ有効の「地域限定保育士」制度を創設 ・都道府県が通常試験を2回以上、又は地域限定保育士試験を実施しない場合、特区内の政令市が地域限定保育士試験を実施することができる ・実技試験を実技講習に代えることができる	・地域における保育士の確保に一定程度寄与することが期待される	神奈川県（※）、成田市（※）、大阪府（※）、沖縄県（※）、仙台市（※）
	地域限定保育士（実施主体）	多様な主体による地域限定保育士試験の実施 ・地域限定保育士試験の指定試験機関について、公正、適正かつ確実な試験の実施を担保した上で、株式会社を含む多様な法人を活用可能とする。	・「国家戦略特区限定保育士試験（地域限定保育士試験）」制度を契機に、大部分の都道府県で年2回の試験を、指定試験機関に委託して実施。 ・指定試験機関は、一般社団法人又は一般財団法人に限定されており、さらに試験の実施回数を増やすことには限界がある。	・国家戦略特区において、地域限定保育士試験制度を活用した年3回目の試験実施に向けて、試験の公正性・適正性を担保した上で、株式会社等の多様な法人を指定試験機関として活用可能とする。	・保育士試験の受験機会の充実により、待機児童解消の取組の一層の加速が見込まれる。	神奈川県（※）
	小規模認可保育所（対象年齢）	小規模認可保育所における対象年齢の拡大 ・待機児童の多い特区において、現在、原則として0～2歳を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0歳から5歳までの一貫した保育や、3～5歳のみの保育等を行うことを可能とする。	「小規模保育事業」は0～2歳の待機児童解消を目的として創設されたため、対象年齢を原則0～2歳に限定し、市町村が認めた場合には3～5歳を保育できる。	待機児童の多い国家戦略特区内において、対象年齢の原則を撤廃し、0～5歳や3～5歳を対象とする小規模保育事業を認める。	子どもの保育の選択肢を拡大することが期待される。	成田市（※）、大阪府（※）、兵庫県
	地方裁量型認可化移行施設	地方裁量型認可化移行施設の設置 ・「認可化移行施設」を基にして、待機児童が多い都道府県が保育の質の確保・向上を図りつつ、積極的に待機児童解消に取り組めるよう、保育所等への移行を希望する施設や保育士不足のため保育所等としての事業を休止した上でその再開を目指し、認可外保育施設として事業を継続する施設について、所要の講習・研修を終た保育従事者を一定割合配置する等、都道府県が自ら定める基準を満たした場合に支援を行うことによる保育の受け皿整備を可能とする。	〇認可保育施設は、保育士不足のため職員配置に関する法令上の基準を満たすことができなかった場合、利用定員数を保育士数に応じ減ずる必要があり、保育施設の運営に支障を来す場合がある。このことが待機児童問題解消の妨げとなっている。	〇国家戦略特区において、 ・「認可外保育施設が認可保育施設への移行を目指す場合」 ・「認可保育施設が保育士不足のため事業を休止し、再開を目指し地方裁量型認可化移行施設として事業継続する場合」で都道府県が自ら定める基準を満たした場合に、運営費の補助に加え、 ①認可化移行計画の延長（従来の制度：5年以内） ②保育サポーター加算の取得の措置を可能とする。	〇地域の実情に即した保育の受け皿整備が進み、待機児童の解消に資することが期待される。	—
	認可外保育施設	外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例 利用する乳幼児の多くが外国人である認可外保育施設について“外国の保育士資格保有者”や“外国人乳幼児の保育に知識経験を有する者”が十分な数だけ配置され、かつ日本の保育士資格保有者が1名以上いる場合は、有資格者の割合が3分の1未満であっても指導監督基準上の保育従事者の要件に適合したものとみなすことを可能とする。	外国語での保育が必要な認可外保育施設において、保育従事者の概ね3分の1以上を日本の保育士等の資格を有する者としてすること※が必要であり、人材確保が困難 ※認可外保育施設指導監督基準における保育従事者の要件	国家戦略特区内の、利用する乳幼児の多くが外国人である認可外保育施設については、有資格者の割合が3分の1未満であっても指導監督基準上の保育従事者の要件に適合したものとみなす※ ※一定の要件を満たす必要あり 令和5年4月1日から適用	保育従事者と乳幼児の間で、外国語によるコミュニケーションをとりながら保育することができる	沖縄県（※）、愛知県
雇用	雇用条件	雇用条件の明確化のための雇用労働相談センターの設置 ・グローバル企業やベンチャー企業等を支援するため、これらの企業の抱える課題を熟知する者が、雇用ルールの周知徹底と紛争の未然防止を図るための高度な個別相談対応等を行う。	日本の雇用ルールは、グローバル企業や人事部の手薄なベンチャー企業にとって、正確に把握することが困難	・労働関係の裁判例の分析・類型化による「雇用指針」を定め、ベンチャー企業等が労働関係紛争を生じることなく事業展開を容易にする。 ・特区内に雇用労働相談センターを設置、「雇用指針」を活用した相談に応じる	グローバル企業・ベンチャー企業の個別労働関係紛争の未然防止及び予見可能性の向上による起業・雇用の拡大	東京都、大阪府、新潟市、福岡市（※）、北九州市、仙台市、愛知県、広島県

区分	規制改革事項	概要	現状	規制緩和	効果	特例措置を活用している自治体 (※初活用自治体)
教育	公設民営学校	公立学校運営の民間への開放(公設民営学校の設置) ・グローバル人材の育成や個性に応じた教育等のため、教育委員会の一定の関与を前提に、公立学校の運営を民間に開放。	公立学校の管理を第三者に行わせることはできない	教育委員会の一定の関与の下、都道府県等が指定する非営利の法人(一般社団法人、NPO法人等)に公立学校の管理を行わせることができる	グローバル人材、産業人材の育成等を促進	大阪府、愛知県 (※)
	獣医学部	獣医学部の新設 ・「国家戦略特区における追加の規制改革事項について(平成28年11月9日国家戦略特別区域諮問会議決定)」に従い、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的需要に対応するための獣医学部を、一校に限り特例的に設置認可の対象と出来る。	獣医学部の新設、定員増については、文科省告示により抑制。	平成28年11月9日に開催された国家戦略特区諮問会議の決定に基づき、新設を認めた	○先端ライフサイエンス研究の推進 ○地域での感染症に係る水際対策の強化	今治市(※)
	革新的な研究開発の社会実装のための施設整備等の推進 (構造改革特区)	研究開発推進のための施設整備に関する国立大学法人法の特例 ・革新的な研究開発の成果を活用した施設整備等を行う者に国立大学法人の土地等の貸付けを行う場合は、文部科学大臣の認可を文部科学大臣への事前の届出をもって代えることができることとする。	国立大学法人が業務範囲外の目的のためにその土地等を貸し付けるに当たっては、文部科学大臣の認可が必要。	革新的な研究開発の成果を活用した施設整備等を行う者に行おうとする者に国立大学法人の土地等の貸付けを行う場合は、文部科学大臣の認可を文部科学大臣への事前の届出をもって代えることができることとする。	民間企業等の研究開発成果の迅速な社会実装や適時をとらえた事業実施による地方公共団体・大学・民間企業等が連携したイノベーション推進による地方創生を実現。	—
農林水産業	農業委員会	農業委員会と市町村の事務分担 ・農地の流動化を促進する観点から、市町村長と農業委員会との合意の範囲内で、農業委員会の農地の権利移動の許可関係事務を市町村が行うことを可能化。	農地の権利移転に関する許可事務については農業委員会に制限され、処理に時間を要している	市町村と農業委員会の合意に基づき、農地の権利移転に関する許可事務を市町村に移管	・地域の農地の流動化が円滑に進展 ・農地の権利移転に関する事務処理期間が大幅に短縮	新潟市、養父市 (※)、愛知県
	国有林野(面積)	国有林野の貸付面積の拡大 ・国有林野の活用を促進するため、貸付等の面積(現行5ha)を拡大。	国有林の貸付・使用可能な面積は5ha以内	国有林野の活用促進のため、貸付け等の面積(上限)を10haに拡大	経営規模の拡大による地域の産業振興を後押し	仙北市(※)
	国有林野(貸付対象)	国有林野の貸付等に関する対象者の拡大 ・国家戦略特区において民有林と国有林を一体的に活用する場合、地元市町村在住者に加え、民有林と国有林を一体的に活用して経営を効率化しようとする者を追加する。	国有林を林業に使う目的での貸付・使用の対象は、所在する地域の住民や住民が組織する団体に限定	用途を林業に限定した上で、対象を地域住民等に加え、民有林と国有林を一体的に活用し経営を効率化しようとする者に拡大	民有林の経営規模の拡大による地域の産業振興を後押し	—
	特産酒類(焼酎等) (構造改革特区)	地域の特産物を原料とした「単式蒸留焼酎」又は「原料用アルコール」の製造を少量からでも可能に 単式蒸留焼酎等の製造免許要件の緩和 ・地域の特産物を原料とした「単式蒸留焼酎」又は「原料用アルコール」を少量からでも製造可能とすることにより、「焼酎特区」による地方創生を推進するため、一定の要件の下、これらの酒類に係る製造免許には、最低製造数量基準を適用しないこととする。	酒類の製造免許取得には、年間の製造見込量が一定の製造数量以上であることが必要 酒類の製造免許は、年間の製造見込量が最低製造数量以上でなければ受けることができない。	単式蒸留焼酎及び原料用アルコールは適用せず、果実酒及びリキュールは基準を引き下げ 地域の特産物を原料とした酒類を製造する場合、製造免許の要件である最低製造数量基準について、一定の要件の下、単式蒸留焼酎及び原料用アルコールは適用せず、果実酒及びリキュールは引き下げる。	・農業・漁業の6次産業化 ・新たな地域ブランドの創出 ・地域の雇用拡大、交流人口の増加	東京都、沖縄県、北九州市 (※)

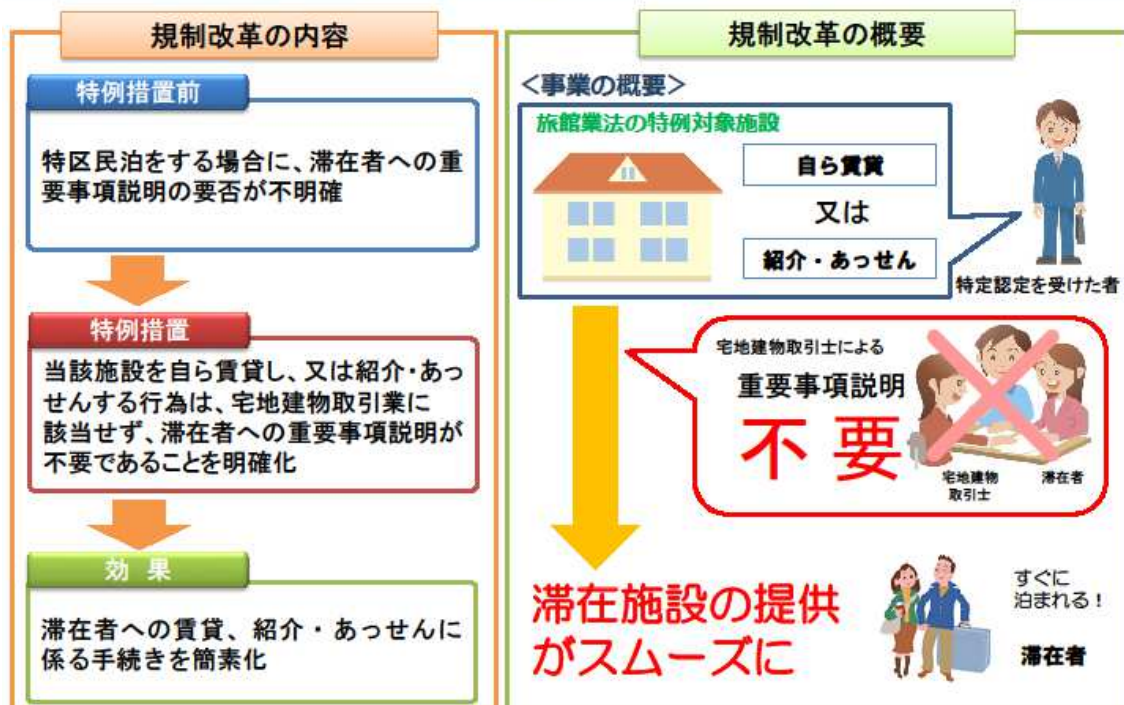
区分	規制改革事項	概要	現状	規制緩和	効果	特例措置を活用している自治体 (※初活用自治体)
近未来実証・サンドボックス	近未来技術実証ワンストップ	近未来技術（自動運転、ドローン等）の実証実験等に係る情報提供、相談、助言等を行う窓口の設置 自動走行や小型無人機等の実証実験を促進するための近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置 ・自動走行やドローン(小型無人機)等の「近未来技術」の実証実験等を行うものに対する、関係法令の規定に基づく手続きに関する情報の提供、相談、助言、その他の援助を行う。	近未来技術に関連する実証実験を行うには、多方面との事前の協議や手続が必要で、円滑な実証の推進に当たって課題	近未来技術実証に関するワンストップセンターを区域会議の下に設置し、手続に関する情報の提供、相談、助言等を実施	自動運転やドローン(小型無人機)等の近未来技術の実証実験が迅速かつ円滑に実施され、革新的なサービス等の創出が図られる。	東京都(※)、神奈川県、千葉市、新潟市、福岡市、北九州市、沖縄県、仙北市、仙台市、愛知県(※)、今治市、つくば市
	地域限定型規制のサンドボックス(4項目)	近未来技術（自動運転、ドローン等）に関連する実証実験において必要となる各省庁の各種規制法令の許可等を受けたものとみなす特例措置 地域限定型 規制のサンドボックス制度による自動車の自動運転や無人航空機(ドローン)等の迅速・円滑な実証実験 ・自動車の自動運転、無人航空機(ドローン)、これらに関連する電波利用などの高度で革新的な近未来技術に関連する実証実験において、国・自治体・事業者の三者が一体となって区域計画を作成し、認定を受けることで、実証実験に関する各省庁の規制法令の許可等を受けたものとみなすことなどとする特例措置を講じる。	近未来技術に関連する実証実験行うには、関係省庁等の許可等を個別に受ける必要がある	実験内容の「区域計画」を作成し、認定を受けることで、一括して各法の許可等があったものとみなす	・手続きの一体化、柔軟化 ・地域理解の促進安全を確保しつつ、より迅速・円滑に先端的な実証を実施	—
補助金等に係る財産の承認の目的的外使用		補助金等交付財産の目的外使用等に係る承認手続の特例措置 国家戦略特区の区域計画の策定プロセスの中で、目的外使用の(みなし)承認と特定事業に係る区域計画の認定を一括して行う ・事務コストの低減が図られるとともに、事業者の予見性向上に資する	国家戦略特区で特定事業を実施するに当たり補助金等交付財産の目的外使用等をする場合、補助金等適正化法上の承認手続と、特定事業を定めた特区の区域計画の認定がそれぞれ必要	補助金等交付財産の目的外使用等に関する事項の区域計画認定を以て、補助金等適正化法上の各省各庁の長の承認があったものとみなす	事業者の予見性の向上と事務コストの低減により、国家戦略特区における特定事業の円滑かつ効率的な実施を促進。	

滞在施設の旅館業法の適用除外

(国家戦略特別区域法 第13条)



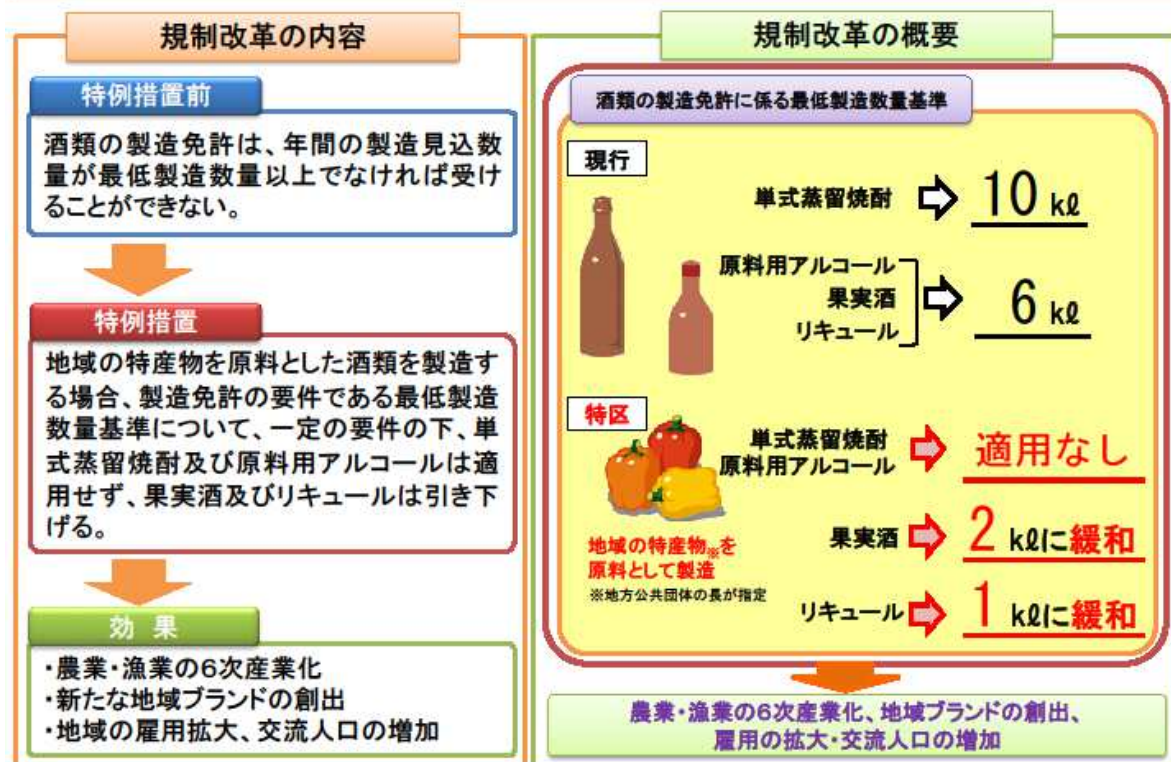
**旅館業法の特例対象施設における
重要事項説明義務がないことの明確化**
(平成26年12月5日 国土交通省通知 国土動第87号)



○国内外旅行者に対し滞在施設を賃貸借契約に基づいて貸し出す際、宿泊期間が 1 ヶ月未満の場合は通常旅館業法が適用されるが、都道府県知事等の特定認定を受けた場合、適用が除外される。また、宅建業法にも該当せず、重要事項説明も不要となる。

○茅野市では現在、移住希望者に対してお試し移住として、不動産事業者が中心になって1ヶ月以上住宅を貸し出しているが、今後、より短期のお試し移住のニーズも見られるため、そういったニーズを、特例を活用することによって満たすことができると想定される。

単式蒸留焼酎等の製造免許要件の緩和—構造改革特区—
(構造改革特別区域法第26条)



- この特例は、単式蒸留焼酎、原料用アルコール、果実酒、リキュールの最低製造数量基準の緩和を行うものである。(製造免許は必要)
- 茅野市は、原村が構造改革特区として認定されている「ワイン特区」に「ハヶ岳西麓ワイン特区」としてすでに認定されているが、ワイン特区は、ぶどうを原料とした果実酒に限って最低製造数量基準を6キロリットルから2キロリットルに緩和するものである。
- この規制緩和項目を活用することで、茅野市内で既に酒類を製造している事業者にとっては異なる種類の酒類製造のハードルを下げ、まだ酒類を製造していない事業者にとっては、新たに酒類(ご当地ジンなど)の製造にチャレンジするきっかけになることが期待できる。また、茅野市外からの事業者の参入も想定され、産業の活性化も期待できる。